

新発田市下水道事業経営戦略【概要版】

1 策定方針 (詳細版 P.1~2)

(1) 趣旨・位置付け
「新発田市下水道事業経営戦略」は、持続可能かつ健全な下水道サービスの提供を目的に、中長期的な経営の基本計画として策定するものです。「新発田市まちづくり総合計画」や国・県の下水道計画等の上位計画と整合を図りながら、既存計画である「新発田市汚水処理施設整備構想」等を踏まえ、策定しました。

(2) 計画期間
令和6年度から令和15年度までの10年間
(試算期間: 令和6年度から令和45年度までの40年間)

(3) 対象事業
公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・小規模集合排水処理事業

2 現況 (詳細版 P.3~15)

(1) 各事業概要(令和6年3月末現在)

	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	小規模集合排水処理	計
処理区	流域下水道(新井郷川処理区)	月岡・紫雲寺・加治川処理区	菅谷・石喜・羽津・三光・宮古木・島潟・中井地区	中道・砂山地区	
供用開始	H14	H2	H12	H23	
処理人口	52,623	12,296	5,491	26	70,436
水洗化人口	34,247	7,392	4,819	20	46,478
水洗化率	65.1	60.1	87.8	76.9	(66.0)

(2) 経営状況(令和5年度決算)

① 収益的収支(税抜・百万円)



② 資本的収支(税込・百万円)



(説明)
①収益的収支は、下水道サービスに係る経費に対し、使用料収入、公費負担分である他会計繰入金などによりほぼ収支均衡しています。

②資本的収支は、施設整備費・企業債の返済金とその財源ですが、支出を補助金と企業債のほか他会計繰入金で賄います。予算制度上、収支不足が生じるため、損益勘定留保資金などで補填します。なお、令和5年度から他会計繰入金の上限額を設定したため、資金不足が見込まれる分に対し資本費平準化債を活用しました。

(3) 下水道使用料体系(1か月・税抜・円)

	公共・加治川特環	農業集落排水	月岡特環
基本使用料(10㎡まで)	1,380	1,100	1,430
超過料金(1㎡につき)	10㎡超~30㎡	150	143
	30㎡超~50㎡	170	154
	50㎡超~100㎡	190	165
	100㎡超	210	176

(説明)
現在の下水道使用料体系は3通りありますが、公共体系で県内他市と比較すると、中位の水準となっています。なお、令和8年度に公共体系に統一化を予定しています。

3 将来の事業環境 (詳細版 P.16~23)

(1) 見通し

項目	単位	R5実績	R15見通し	備考
① 行政人口	人	92,276	83,216	
② 汚水処理人口	人	78,240	78,143	浄化槽含む
③ 水洗化人口	人	46,478	51,704	接続人口
④ 有収水量	千㎡	6,197	6,848	
⑤ 職員数	人	30	28	

(説明)
①行政人口は減少する見通しですが、本市下水道事業は未普及整備の途上にあることから、人口動態と異なる動きをします。

②汚水処理人口(汚水処理施設を利用できる人口)は、増加中ですが、計画期間中に減少に転じる見通しです。

③水洗化人口(接続人口)・④有収水量(使用料の対象水量)は、計画期間中増加し続ける見通しです。

(2) 課題

- 未普及対策の推進
- 老朽化施設の増加
- 官民連携の推進
- 適正な下水道使用料収入の確保と接続率の向上

4 経営の基本理念・基本方針 (詳細版 P.24~25)

(1) 基本理念

“清潔で快適な暮らしをつくり 次世代へつなぐ下水道”

(2) 基本方針

- 計画的・効率的な下水道施設の整備と維持管理
- 下水道経営の健全化と経営基盤の確立

(3) 経営目標(R15目標値)

- 汚水処理人口普及率 90%以上 (R5実績84.8%)
- 水洗化率(集合処理の接続率) 70%以上 (R5実績66.0%)
- 経費回収率 100% (R5実績97.9%)

5 投資・財政計画(収支計画)の試算 (詳細版 P.26~34)

(1) 物価上昇率等の設定
物価上昇率 0.74%/年
人件費上昇率 0.1%/年

(2) 投資の試算

事業名	事業費(億円)	事業期間
① 未普及対策事業	345.4	R6~R15
② 広域化・共同化事業	5.5	R6~R8
③ 施設老朽化対策事業	18.7	R6~R15
計	369.6	

(説明)
①未普及対策事業は、計画期間以降も続き、令和25年度完了を目標に実施しています。

②広域化・共同化事業は、農集排から公共への統合事業ですが、令和6年度に中井、令和8年度に島潟で事業完了予定です。なお、加治川以北の4処理場は存続します。

③施設老朽化対策事業は、主に処理場施設とマンホール形式ポンプ場の改築を実施予定です。

(3) 主な財源の試算

区分	項目	試算方法
収益的収入	下水道使用料	使用料単価に見込有収水量を乗じて算定
収益的収入 資本的収入	他会計負担金 他会計補助金	総務省通知に基づく基準内繰入のほか、基準外繰入(他会計補助金)を計上し、合計21億円に上限設定
資本的収入	企業債	充当率を100%に算定 資金状況に応じ資本費平準化債を活用
資本的収入	基金取崩収入	R7~R11の間で取崩し

(4) 投資以外の試算

区分	項目	試算方法
収益的支出	職員給与費	職員見込数を踏まえ、上昇率を加算
	経費	有収水量の推移を踏まえ、上昇率を加算
	支払利息	下水道事業債 40年(利率1.6%)、10年(利率0.5%) 資本費平準化債 20年(利率1.1%)

(5) 経営目標に対する試算結果の検証

経営目標	目標値	計画値	結果
① 汚水処理人口普及率	90%以上	93.3%	達成
② 水洗化率(集合処理の接続率)	70%以上	71.4%	達成
③ 経費回収率	100%	98.4%	未達成

(説明)
経営戦略における収支計画は、計画期間内の収入と支出が均衡することを要件としています。現行の使用料で試算した場合、他会計繰入金により損失が生じませんが、経費回収率は目標を達成できません。

独立採算制の原則からすると、目標値を100%以下に修正することは適当でないため、使用料改定の検討を行う必要があります。

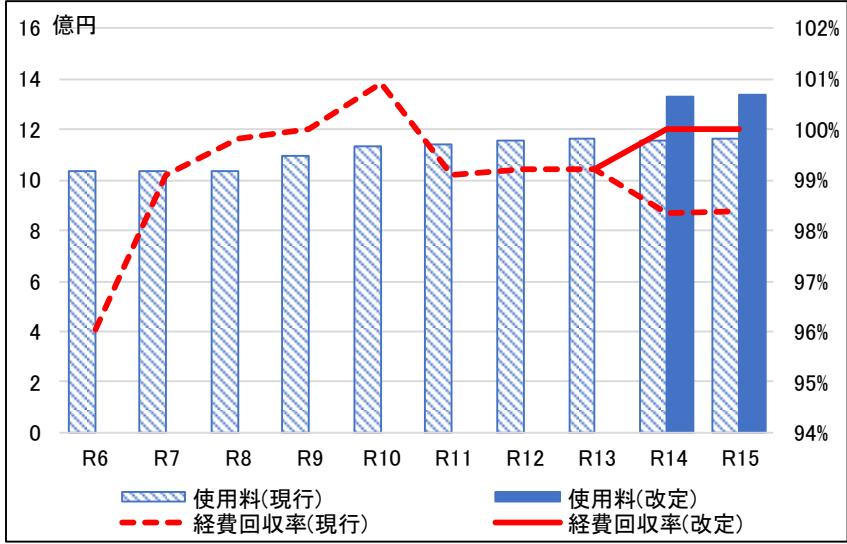
(6) 下水道使用料改定の検討

- 主な改定要件
- ・令和8年度に使用料を公共体系に統一すること。
 - ・計画期間最終年度に経費回収率100%を達成できること。
 - ・使用料改定により企業債の借入額を抑制できること。
 - ・整備が概成するまでの間は、使用料の改定回数を最小限にすること。
 - ・令和14年度以降、基準内繰入の要件が外れ、経費回収率が悪化する見通しであること。

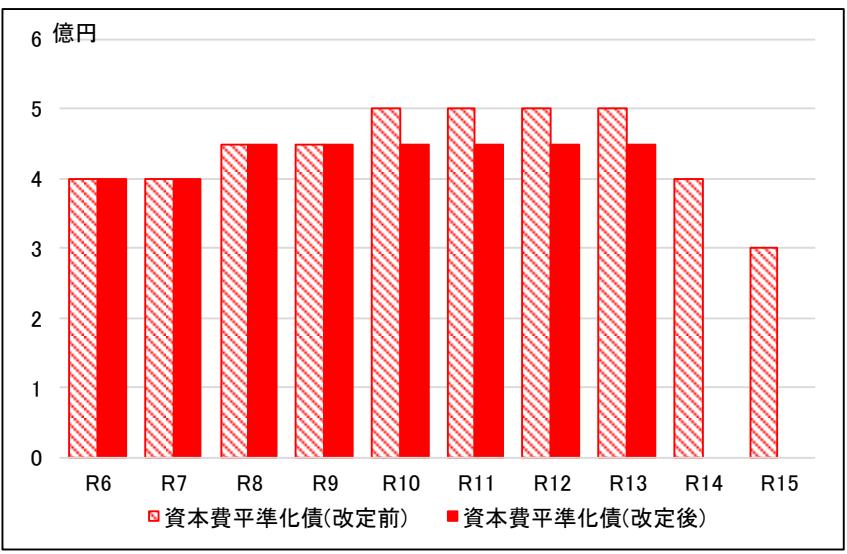
令和13年度に15%程度の改定が必要

(7) 下水道使用料改定前後比較

① 下水道使用料収入・経費回収率(改定前後)



② 資本費平準化債(改定前後)



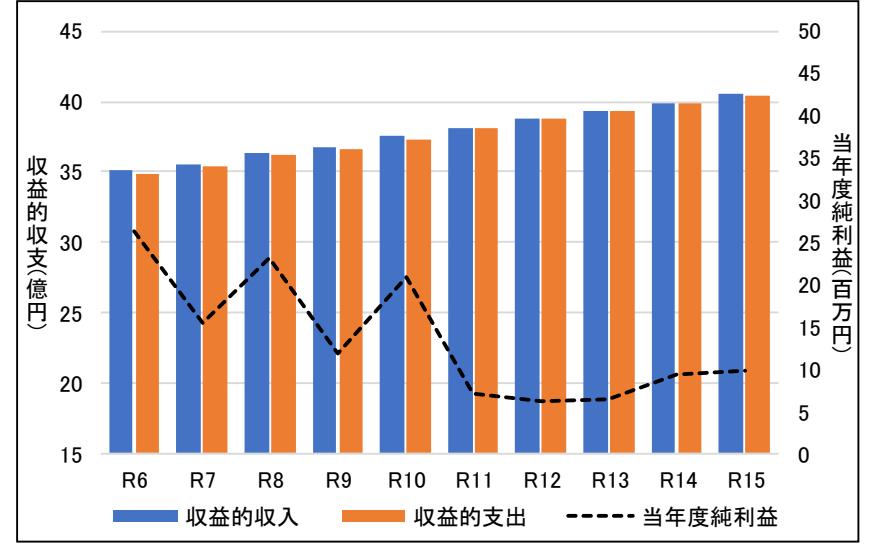
(説明)

- ①令和13年度に平均15%の使用料改定を行った場合、使用料収入は約3億5千万円増額し、経費回収率は目標に掲げた100%を達成できる見込みです。
- ②他会計繰入金の上限設定に伴い活用している資本費平準化債も、使用料収入の増額によって計画期間内で総額9億円を抑制できる見込みです。
- ただし、使用料の改定(値上げ)は、市民の家計負担増に直結するだけでなく、接続率の低い本市の状況では下水道への接続を阻害する要因にもなることから、下水道事業審議会等で意見を聴きながら慎重に見極めていく必要があります。

6 投資・財政計画(収支計画)10年間 (詳細版 P.35~57)

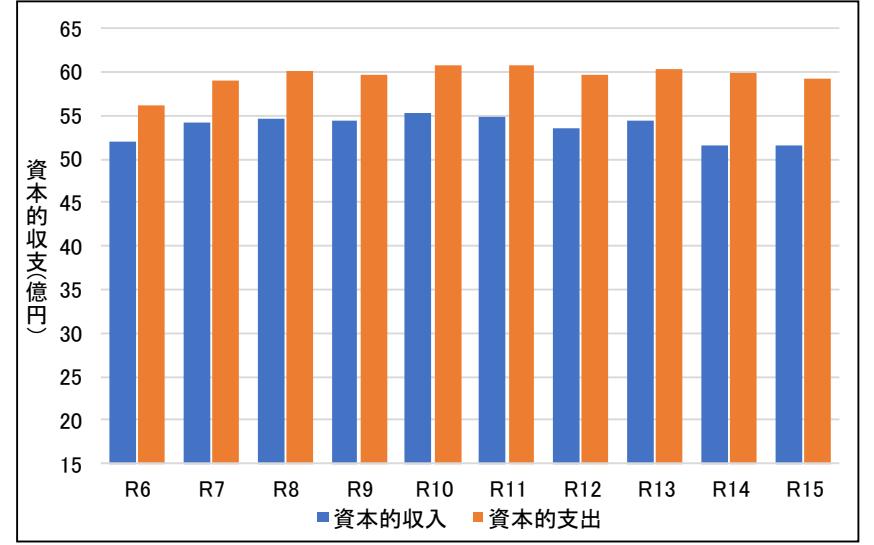
■収益的収支

計画期間の全期間内において収入が支出を上回り、純利益を確保できる見込みです。ただし、収益的収入は使用料収入のほか他会計繰入金で支出とバランスを取るため、使用料改定を行っても、純利益は増えません。



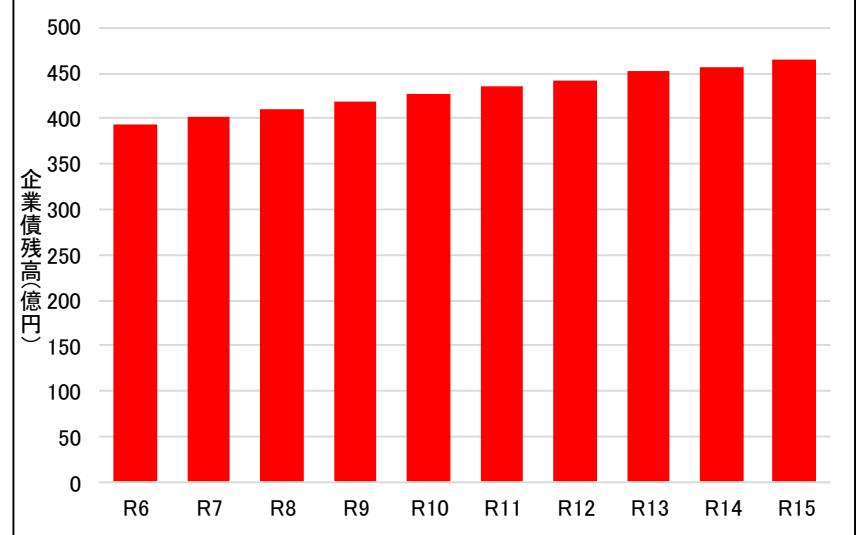
■資本的収支

計画期間内は、未普及対策事業を中心とした建設改良費と企業債償還金により資本的支出は年60億円程度要する見込みです。



■企業債残高

投資の財源として高依存しているため、使用料改定により企業債の借入額を抑制しても残高は増加する見通しです。



7 今後の取組予定 (詳細版 P.58~59)

主な取組事項

項目	取組事項
広域化・共同化・最適化	平成30年1月に国土交通省等から「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」が通知され、下水道事業の広域化を推進することが求められています。関係自治体と協働し、広域化・共同化に向けた検討を進めていきます。
投資の平準化	今後、維持管理情報を起点としたストックマネジメントサイクルを確立し、投資の最適化・平準化を進めていきます。
民間活力の活用(PPP/PFIなど)	将来の更新需要の増加に備え、民間の資金・ノウハウを活用した事業手法について検討を進めていきます。
その他の取組	事業実施の効率性や生活の利便性の向上を図るため、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や新しい技術の積極的な導入の検討を進めていきます。

8 事後検証・改定等 (詳細版 P.60)

本経営戦略は令和15年度までの10年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられます。そこで、変化する社会情勢を踏まえつつ、本経営戦略で掲げた取組を着実に遂行するため、目標や計画の達成状況について年度ごとに点検・評価(モニタリング)を行っていきます。また、おおむね5年以内に経営戦略を改定します。

今後は、「計画策定(Plan)-実施(Do)-検証(Check)-見直し(Action)」のサイクルを活用して、本経営戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、次期経営戦略策定に反映させます。